

# みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第657号）

2023年3月31日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

## ～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

### ■ 注目トピックス

#### 生態環境部、発電業界の排出枠割当方法を定めた通達を公表

生態環境部は2023年3月15日、排出枠の割当方法などを定めた通達『2021、2022年度全国炭素排出権配分関連作業の着実な実施に関する通知』を公表しました。通達は発電業界を対象に、21、22年度の炭素排出権取引における排出枠の（予備）配分や調整、設定、事前使用、決済などの作業に関する実施方法を明記しました。

### ■ 直近の重要政策

#### 財政政策

- ✓ 石炭のゼロ輸入暫定税率の実施期間の延長に関する国务院関税税則委員会の公告（財政部、3/25）



MIZUHO

瑞穂銀行

—— WeChat公式アカウント ——

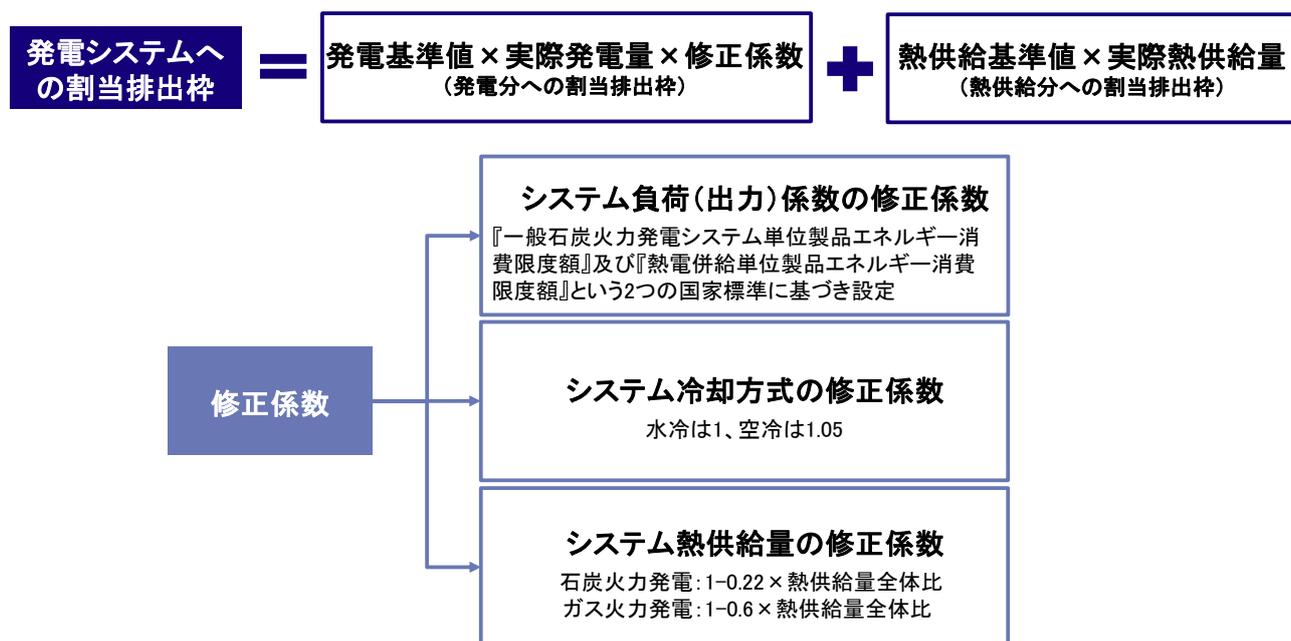
## ■ 注目トピックス

### 生態環境部、発電業界の排出枠割当方法を定めた通達を公表

生態環境部は23年3月15日、『2021、2022年度全国炭素排出権配分関連作業の着実な実施に関する通知』<sup>1</sup>(以下、通達)を公表しました。通達は発電業界に対し、21と22年度の排出枠の(予備)配分や設定、事前使用、取引・決済などに関する作業の内容を明記した他、排出枠の割当方法などの詳細を定めた『2021、2022年度全国炭素排出枠総量の設定と配分実施方案(発電業界)』(以下、実施方案)などを付属資料に掲載しています。生態環境部はまた、通達及び実施方案のポイントを図解として公式サイトにも掲載しています<sup>2</sup>。通達及び実施方案の主な内容については以下図表1～図表4にまとめています。

この他、1回目(19、20年度)の排出枠割当に比べ、今回の変更点について、生態環境部の責任者は会見で、①19と20年度を合わせて排出枠の割当と取引・決済を実施するのと異なり、今回は21と22年度に分けて排出枠の割当と取引・決済を実施する、②従来の基準値に対して、割当排出枠と排出実績のバランスを取る<sup>3</sup>、③システム負荷(出力)係数の修正係数の適用対象につき、従来の一般石炭火力発電システムに加え、(石炭火力)熱電併給システムを追加する、④23年度の予備配分排出枠の事前使用という柔軟性のある排出枠取引決済メカニズムを導入するなどを挙げました。

【図表1】発電システムへの割当排出枠の計算方法



<sup>1</sup> 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

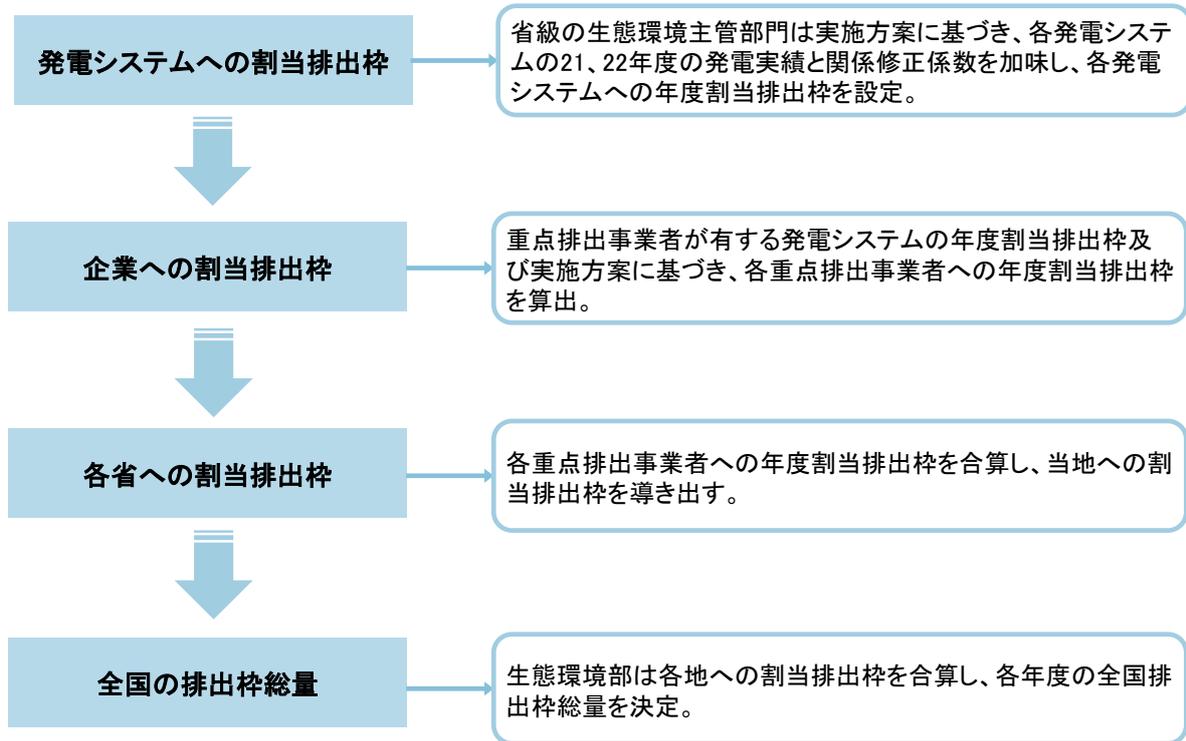
[https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202303/t20230315\\_1019707.html](https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202303/t20230315_1019707.html)

<sup>2</sup> 関連内容は下記の URL より閲覧できます。

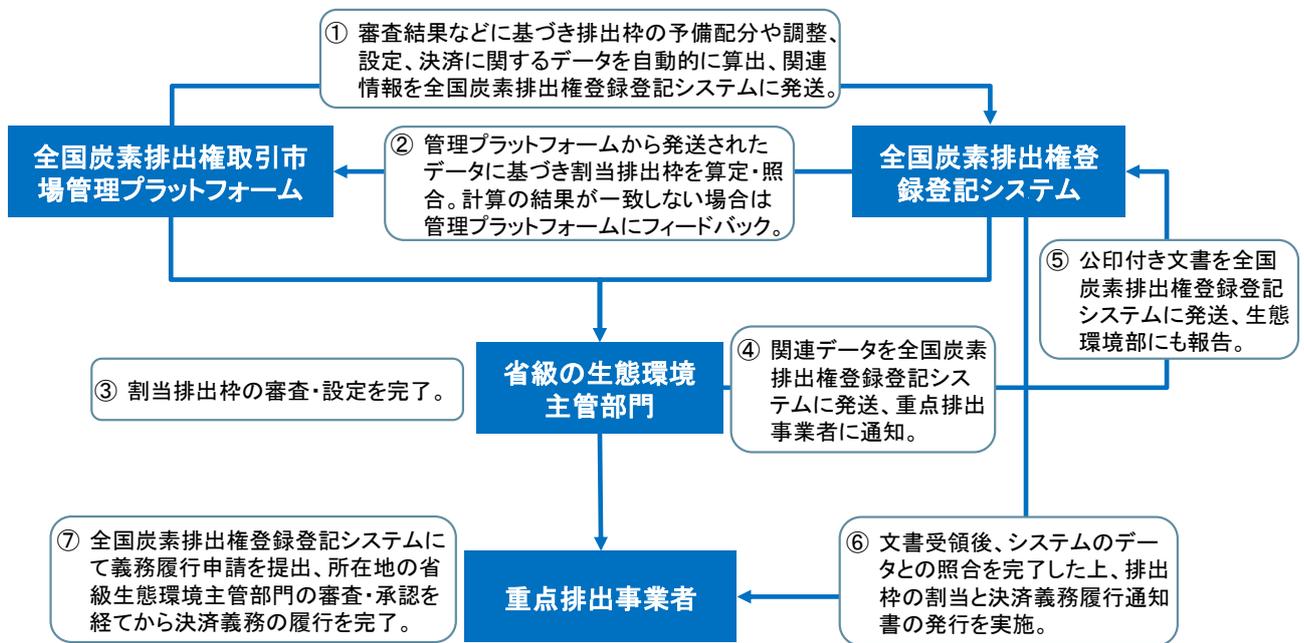
[https://www.mee.gov.cn/zcwj/zcjd/202303/t20230316\\_1019718.shtml](https://www.mee.gov.cn/zcwj/zcjd/202303/t20230316_1019718.shtml)

<sup>3</sup> 具体的には均衡値の導入。均衡値とは基準値を設定する際の重要な参考値に位置づけられる。

【図表 2】 割当排出枠の決め方



【図表 3】 排出枠の割当などに関する作業のプロセス



【図表4】 排出枠の割当などに関する作業の内容

ステップ	関係者	作業内容
排出枠の 予備配分	省級の生態環境 主管部門	<p>①予備配分排出枠の審査・決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 21、22年度の予備配分排出枠の算出</li> <li>➢ 1回目(19、20年度)の割当排出枠の調整値の算出</li> <li>➢ 21、22年度の予備配分排出枠の審査・決定</li> </ul>
		<p>②重点排出事業者に対する排出枠の予備配分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関連データの提供(23年4月30日までに)</li> <li>➢ 全国炭素排出権登録システムと企業口座に21、22年度の予備配分排出枠の登記</li> </ul>
排出枠の 設定と事前使用	重点排出事業者	<p>①排出枠の事前使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 不足分が1割以上、経営難による一時的な支払不能になる事業者は排出枠(23年度の予備配分)の事前使用を申請可(事前使用量は不足分の50%を上限、23年度の排出枠割当分から控除)</li> </ul>
	省級の生態環境 主管部門	<p>②割当排出枠の審査・設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 21、22年度の割当排出枠と決済量の算出</li> <li>➢ 21、22年度の割当排出枠の審査・設定</li> <li>➢ 排出枠の事前使用が可能な企業リストと事前使用量の決定</li> </ul> <p>③排出枠の割当</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 関連データの提供(23年7月15日までに)</li> <li>➢ 排出枠の割当、調整、事前使用、決済の完了。決済義務履行通知書の発行</li> </ul>
排出枠の 取引・決済	重点排出事業者	<p>① CCERによる排出枠の相殺</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重点排出事業者のCCER(中国認証排出削減量)による21、22年度の取引排出枠の相殺が可能。相殺比率は取引排出枠の5%を上限</li> </ul>
	省級の生態環境 主管部門	<p>②期限内に排出枠取引・決済の完了確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重点排出事業者による21、22年度の排出枠取引・決済の早期完了に取り組む(23年11月15日までに95%完了、12月31日までに全部完了。期限内に決済ができない状況は24年3月15日までに報告)</li> </ul> <p>③取引決済の遅延に対する摘発と情報開示の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 期限内に決済ができない重点排出事業者に対し24年2月29日までに是正の完了を命令、罰則を科す</li> <li>➢ 24年4月30日までに排出枠の取引・決済状況と処罰などに関する情報を公開</li> </ul>

(通達に基づき、中国アドバイザー一部作成)

## ■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

### 財政政策

#### 石炭のゼロ輸入暫定税率の実施期間の延長に関する国务院関税税則委員会の公告

(原文：国务院关税税则委员会关于延长煤炭零进口暂定税率实施期限的公告)

税委会公告 2023 年第 3 号

财政部 2023 年 3 月 25 日公表

#### 【主要内容】

- 国内の石炭供給の安定化を確保するため、国务院関税税則委員会は、石炭の輸入関税につき、23年4月1日から23年12月31日までゼロ暫定税率の実施を継続するとした。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

[http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202303/t20230324\\_3874696.htm](http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202303/t20230324_3874696.htm)

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

#### 【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : [uei.zhang@mizuho-cb.com](mailto:uei.zhang@mizuho-cb.com)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。